

学校感染症と出席停止

- 感染症の場合、下記の表のとおり、学校保健安全法に基づいて登校を停止し、他のお子さんへの感染を防ぎます。この場合は欠席とはなりません。早期発見・早期治療が回復を早め、予防の効果を高めます。学校からの指導を参考にして、完全に治してから登校させてください。
- 登校の場合は、所定の「証明書」を医療機関で書いてもらって提出してください。
証明書用紙は区ホームページ及び学校に用意されています。

学校において予防すべき感染症の一例

疾 病	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過するまで
百日咳	特有の咳消失、または5日間の抗菌薬療法終了まで
麻疹（はしか）	解熱後3日まで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発しん消失まで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
*咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日まで
結核	感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157など）	〃
*流行性角結膜炎	〃
急性出血性結膜炎	〃
感染性胃腸炎	下痢・おう吐から回復し、全身状態が良好になるまで
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良好になるまで

- 注) 1. *印の病気の場合、プール入泳については欠席の日から30日後より可とされていますが、主治医・校医と相談をして許可を得てください。（糞便からウイルス排出のおそれが消失するまで）
2. 所定の証明書は、豊島区医師会員が取り扱っています。その他の医療機関にかかれる場合は、登校許可の証明書（様式自由）を書いてもらってください。
3. 文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。
4. 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間については、保健所の指導の下、個別に設定しています。
5. 令和5年1月1日現在、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルスについては、治癒証明書の提出は不要です。り患した場合には、受診日・医療機関名・発症日・症状の経過等を学校にご連絡ください。